

営利・非営利区分の判断について（ご案内）

公共施設をご利用の際は、その目的に応じて「営利利用」と「非営利利用」に区分されます。

非営利利用について

非営利利用とは、主に社会的、教育的、文化的な目的、または地域コミュニティの利益のために施設を使用することを指します。この場合、活動を通じて直接的な金銭的利益を得ることが目的ではありません。

例1：活動が無料で提供される、または必要経費のみを徴収する場合。

例2：講師を招いてのグループ勉強会など、参加者から料金を徴収するが、その収益が活動費用のカバーに限られる場合。

※上記の例1記載以上の料金を徴収する活動については、講師の個人IDもしくは、講師が代表者である団体IDで予約を取る場合は営利活動であると見なします。

<団体区分の例>

学校などの部活動・町内会・地域活動団体・PTAなどの団体、趣味の活動団体や友人同士で構成された団体、NPO法人、ボランティア・社会奉仕活動を行う団体、公益社団法人、一般社団法人、社会福祉法人、社団法人、国の行政機関・地方公共団体、独立行政法人、学校法人、宗教法人、事業組合ほか。

営利利用について

営利利用は、サービスの提供に金銭的対価を伴う活動を指します。この場合、施設の使用が直接的な経済的利益を生み出す目的で行われます。

塾や教室など、受講料を徴収してレッスンを提供する活動。

会社の会議、商談、展示会など、ビジネス目的での施設利用。

例1：塾や教室など、参加者から受講料を徴収してレッスンを提供する場合。

例2：会社の会議、商談、展示会など、ビジネス目的での施設利用。

例3：個人利用者として予約であっても、会社や団体の上記例2に当たる活動を行う場合。

<団体区分の例>

営利目的で設立されている会社および団体である株式会社、合同会社、合資会社、合名会社、総合会社、有限会社、士業事務所ほか。

※個人事業主は活動内容による判断となります。

ご自身の利用が営利または非営利のどちらに該当するか迷われた際は、ご利用の施設までご相談ください。